

三十八 第 66 条の 4 (国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(最も適切な算定方法の選定に当たって留意すべき事項)</p> <p>66 の 4(2) - 1 <u>最も適切な方法</u> (措置法第 66 条の 4 第 2 項に規定する「最も適切な方法」をいう。以下同じ。) ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>……………<u>第 22 条の 10 第 6 項第 2 号ト</u>……………</p> <p>(比較対象取引の意義)</p> <p>66 の 4(3) - 1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>……………<u>生ずる</u>……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>……………<u>生ずる</u>……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>……………<u>生ずる</u>……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(6) ……………</p> <p>……………<u>生ずる</u>……………</p> <p>(7) ……………</p> <p>……………<u>生ずる</u>……………</p> <p>(8) ……………</p>	<p>(最も適切な算定方法の選定に当たって留意すべき事項)</p> <p>66 の 4(2) - 1 <u>措置法第 66 条の 4 第 2 項に規定する「最も適切な方法」</u> ……</p> <p>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>……………<u>第 22 条の 10 第 2 項第 2 号ホ</u>……………</p> <p>(比較対象取引の意義)</p> <p>66 の 4(3) - 1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>……………<u>生じる</u>……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>……………<u>生じる</u>……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>……………<u>生じる</u>……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(6) ……………</p> <p>……………<u>生じる</u>……………</p> <p>(7) ……………</p> <p>……………<u>生じる</u>……………</p> <p>(8) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>……………<u>生ずる</u>……………</p> <p>(9) ……………</p> <p>……………<u>生ずる</u>……………</p> <p>(比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素等)</p> <p>66 の 4 (3) -3 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>⑥ 1 ……………</p> <p>……………<u>無形資産（同条第 7 項第 2 号に規定する無形資産をいう。</u> <u>以下同じ。）のうち重要な価値のあるもの等も考慮して判断する。</u></p> <p>2 ……………</p> <p>3 ……………</p> <p>(残余利益分割法)</p> <p>66 の 4 (5) -4 ……………</p> <p>……………</p> <p>……………<u>無形資産（重要な価値のあるものに限る。以下 66 の 4 (5)</u> <u>- 4 において同じ。）を用いること……………</u></p>	<p>……………<u>生じる</u>……………</p> <p>(9) ……………</p> <p>……………<u>生じる</u>……………</p> <p>(比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素等)</p> <p>66 の 4 (3) -3 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>⑥ 1 ……………</p> <p>……………<u>無形資産（令第 183 条第 3 項第 1 号イからハまでに掲げる</u> <u>もののほか、顧客リスト、販売網等の重要な価値のあるものをいう。以下</u> <u>同じ。）等も考慮して判断する。</u></p> <p>2 ……………</p> <p>3 ……………</p> <p>(残余利益分割法)</p> <p>66 の 4 (5) -4 ……………</p> <p>……………</p> <p>……………<u>無形資産を用いること……………</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(準ずる方法の例示)</p> <p>66 の 4 (6) - 1<u>同項第 7 号</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>イ<u>同項第 2 号</u>.....</p> <p>ロ</p> <p>ハ</p> <p>(2)</p> <p>.....<u>同項第 2 号</u>.....</p> <p>(注)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 7 款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</u></p> <p>(準ずるものの例示)</p> <p><u>66 の 4 (7) - 1 措置法令第 39 条の 12 第 8 項第 6 号に規定する「これに準ずるもの」には、例えば、国外関連取引に係る棚卸資産の使用その他の行為によるキャッシュ・フローが含まれる。</u></p> <p>(合理的と認められる割引率)</p> <p><u>66 の 4 (7) - 2 措置法令第 39 条の 12 第 8 項第 6 号に掲げる方法の適用に当たり、同号に規定する合理的と認められる割引率については、貨幣の時間価値に加え、同号に規定する利益の額として当該販売又は購入の時に予測される金額 (以下 66 の 4 (7) - 2 において「予測利益の金額」という。) の計算における国外関連取引に係る事業のリスク (予測利益の金額の変動リスクを含む。) の反映の程度に応じ、当該事業のリスクが合理的に反映されていると認められる割引率を用いることに留意する。</u></p>	<p>(準ずる方法の例示)</p> <p>66 の 4 (6) - 1<u>同項第 6 号</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>イ<u>措置法令第 39 条の 12 第 8 項第 2 号</u>.....</p> <p>ロ</p> <p>ハ</p> <p>(2)</p> <p>.....<u>措置法令第 39 条の 12 第 8 項第 2 号</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>なお、当該事業のリスクについては、予測利益の金額の計算及び割引率に二重に反映してはならないことに留意する。</u></p> <p>第8款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>(同等の方法の意義)</p> <p><u>66の4(8)-1</u></p> <p>(無形資産の例示)</p> <p><u>66の4(8)-2 無形資産とは、有形資産及び措置法令第39条の12第13項第2号に規定する金融資産以外の資産で、その譲渡若しくは貸付け(資産に係る権利の設定その他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。)又はこれらに類似する取引が独立の事業者の間で通常取引の条件に従って行われるとした場合にその対価の額が支払われるべきものをいうのであるから、例えば、次に掲げるものはこれに含まれることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>令第183条第3項第1号イからハまでに掲げるもの</u></p> <p>(2) <u>顧客リスト及び販売網</u></p> <p>(3) <u>ノウハウ及び営業上の秘密</u></p> <p>(4) <u>商号及びブランド</u></p> <p>(5) <u>無形資産の使用許諾又は使用許諾に相当する取引により設定される権利</u></p> <p>(6) <u>契約上の権利 ((1)から(5)までに掲げるものを除く。)</u></p> <p>(有形資産の貸借の取扱い)</p> <p><u>66の4(8)-3</u></p>	<p>第7款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>(同等の方法の意義)</p> <p><u>66の4(7)-1</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(有形資産の貸借の取扱い)</p> <p><u>66の4(7)-2</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(委託製造先に対する機械設備等の貸与の取扱い)</p> <p><u>66の4(8)-4</u></p>	<p>(委託製造先に対する機械設備等の貸与の取扱い)</p> <p><u>66の4(7)-3</u></p>
<p>(金銭の貸付け又は借入れの取扱い)</p> <p><u>66の4(8)-5</u></p>	<p>(金銭の貸付け又は借入れの取扱い)</p> <p><u>66の4(7)-4</u></p>
<p>(役務提供の取扱い)</p> <p><u>66の4(8)-6</u></p>	<p>(役務提供の取扱い)</p> <p><u>66の4(7)-5</u></p>
<p>(無形資産の使用許諾等の取扱い)</p> <p><u>66の4(8)-7</u></p>	<p>(無形資産の使用許諾等の取扱い)</p> <p><u>66の4(7)-6</u></p>
<p>第9款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(固有の特性を有し、かつ、高い付加価値を創出するために使用されるもの)</u></p> <p><u>66の4(9)-1 国外関連取引に係る無形資産が、措置法令第39条の12第14項に規定する「固有の特性を有し、かつ、高い付加価値を創出するために使用されるもの」に該当するかどうかは、当該無形資産が、当該国外関連取引が行われた時において、その独自性から比較対象取引を見いだすことが困難なもので、かつ、法人又は国外関連者の事業において重要な価値を有し所得の源泉となるものかどうかにより判定することに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(予測利益の金額を基礎として算定するもの)</u></p> <p><u>66の4(9)-2 措置法令第39条の12第14項に規定する「利益の額として当該無形資産国外関連取引を行った時に予測される金額を基礎として算定するもの」</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>には、同項に規定する無形資産国外関連取引（以下「無形資産国外関連取引」という。）に係る対価の額が、実際に同項に規定する利益の額として当該無形資産国外関連取引を行った時に予測される金額（以下「予測利益の金額」という。）を基礎として算定されていない場合であっても、当該無形資産国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するに当たり、予測利益の金額を基礎として算定する独立企業間価格の算定方法が最も適切な方法であると認められるときにおける当該無形資産国外関連取引に係る無形資産が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>（著しく不確実な要素を有していると認められるものかどうかの判定）</u></p> <p><u>66の4(9)－3 無形資産国外関連取引に係る無形資産が、措置法令第39条の12第14項に規定する「独立企業間価格を算定するための前提となる事項（当該無形資産国外関連取引を行った時に予測されるものに限る。）の内容が著しく不確実な要素を有していると認められるもの」に該当するかどうかは、当該無形資産国外関連取引に係る無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測される利益に係る予測の根拠及び目的、当該利益に係る同項に規定する予測される期間の長短、当該利益に係る予測の基礎となる過去の収益実績の有無、当該無形資産国外関連取引に係る事業の将来性、当該無形資産国外関連取引に係る価格調整又は条件付支払の条項が定められた契約条件の有無等のような無形資産国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するための前提となる事項の内容を総合的に勘案して判定するものとする。</u></p> <p><u>（災害に類するものの例示）</u></p> <p><u>66の4(9)－4 措置法第66条の4第9項第2号に規定する「その他これに類するもの」とは、同条第8項に規定する特定無形資産国外関連取引（以下「特定無形資産国外関連取引」という。）が行われた時においてやむを得ない事由により</u></p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>予測することが明らかに困難であった事由をいうのであるから、例えば、次に掲げる事由はこれに該当することに留意する。</p> <p>(1) <u>金融危機等のような特定無形資産国外関連取引が行われた時において予測することが明らかに困難な経済事情の著しい変化（法人又は国外関連者の同項に規定する特定無形資産（以下「特定無形資産」という。）に係る事業が当該経済事情の著しい変化の影響を受ける場合に限る。）</u></p> <p>(2) <u>特定無形資産国外関連取引が行われた時において予定されていない法令の規定又は行政官庁の指導による規制の変更等のような予測することが明らかに困難な規制環境の著しい変化（法人又は国外関連者の特定無形資産に係る事業におけるものに限る。）</u></p> <p>(3) <u>主要な競合他社の倒産に起因した法人又は国外関連者の特定無形資産に係る事業における急激な市場占有率の増減等のような特定無形資産国外関連取引が行われた時において予測することが明らかに困難な市場環境の著しい変化（法人又は国外関連者の特定無形資産に係る事業におけるものに限る。）</u></p> <p style="text-align: center;">第 10 款 申告調整等</p> <p>（独立企業間価格との差額の申告調整）</p> <p><u>66 の 4 (10) -1</u></p> <p>（独立企業間価格との差額の申告減算）</p> <p><u>66 の 4 (10) -2</u></p> <p>（高価買入れの場合の取得価額の調整）</p> <p><u>66 の 4 (10) -3</u></p>	<p style="text-align: center;">第 8 款 申告調整等</p> <p>（独立企業間価格との差額の申告調整）</p> <p><u>66 の 4 (8) -1</u></p> <p>（独立企業間価格との差額の申告減算）</p> <p><u>66 の 4 (8) -2</u></p> <p>（高価買入れの場合の取得価額の調整）</p> <p><u>66 の 4 (8) -3</u></p>

改 正 後	改 正 前
第 11 款 国外移転所得金額の取扱い等	第 9 款 国外移転所得金額の取扱い等
(国外移転所得金額の取扱い)	(国外移転所得金額の取扱い)
<u>66 の 4 (11) -1</u>	<u>66 の 4 (9) -1</u>
(国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱い)	(国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱い)
<u>66 の 4 (11) -2</u>	<u>66 の 4 (9) -2</u>
第 12 款 その他	第 10 款 その他
(非関連者を通じて行う取引の例示)	(非関連者を通じて行う取引の例示)
<u>66 の 4 (12) -1</u>	<u>66 の 4 (10) -1</u>

三十九 第 66 条の 4 の 3 ((外国法人の内部取引に係る課税の特例) 関係)

改 正 後	改 正 前
(最も適切な算定方法の選定に当たって留意すべき事項)	(最も適切な算定方法の選定に当たって留意すべき事項)
<u>66 の 4 の 3 (1) -1 最も適切な方法(措置法第 66 条の 4 の 3 第 2 項に規定する「最も適切な方法」をいう。以下同じ。)</u>	<u>66 の 4 の 3 (1) -1 措置法第 66 条の 4 の 3 第 2 項に規定する「最も適切な方法」</u>
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(4)	(4)

改 正 後	改 正 前
(注)必要な調整をいい、措置法令第39条の12の3第1項において読み替えて準用される措置法令第39条の12第6項、第7項並びに第8項第1号イ、同号ハ(1)及び第2号から第5号までに規定する財務省令で定めるところにより計算した割合による調整を含む。以下同じ。)措置法令第39条の12第8項第7号.....	(注)必要な調整をいう。以下同じ。)措置法令第39条の12第8項第6号.....
(比較対象取引の意義) 66の4の3(2)-1 (1) <u>生ずる</u> (2) <u>生ずる</u> (3) <u>生ずる</u> (4) (5) (6) <u>生ずる</u> (7) <u>生ずる</u> (8) <u>生ずる</u> (9) <u>生ずる</u>	(比較対象取引の意義) 66の4の3(2)-1 (1) <u>生じる</u> (2) <u>生じる</u> (3) <u>生じる</u> (4) (5) (6) <u>生じる</u> (7) <u>生じる</u> (8) <u>生じる</u> (9) <u>生じる</u>

改 正 後	改 正 前
<p>(比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素等)</p> <p>66の4の3(2)－3</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>⑥1</p> <p>.....無形資産（同条第5項第2号に規定する無形資産をいう。 <u>以下同じ。）のうち重要な価値のあるもの等も考慮して判断する。</u></p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(残余利益分割法)</p> <p>66の4の3(4)－4</p> <p>.....</p> <p>.....無形資産（<u>重要な価値のあるものに限る。以下66の4の3(4)－4において同じ。）を用いること</u>.....</p> <p>(準ずる方法の例示)</p> <p>66の4の3(5)－1</p> <p>.....<u>同項第7号</u>.....</p> <p>(1)</p>	<p>(比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素等)</p> <p>66の4の3(2)－3</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>⑥1</p> <p>.....無形資産（<u>令第183条第3項第1号イからハまでに掲げるもののほか、顧客リスト、販売網等の重要な価値のあるものをいう。以下同じ。）等も考慮して判断する。</u></p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(残余利益分割法)</p> <p>66の4の3(4)－4</p> <p>.....</p> <p>.....無形資産を用いること.....</p> <p>(準ずる方法の例示)</p> <p>66の4の3(5)－1</p> <p>.....<u>同項第6号</u>.....</p> <p>(1)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2)</p> <p>第6款 <u>ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</u></p> <p><u>(準ずるものの例示)</u></p> <p>66の4の3(6)－1 <u>措置法令第39条の12の3第1項において読み替えて準用される措置法令第39条の12第8項第6号に規定する「これに準ずるもの」には、例えば、内部取引に係る棚卸資産の使用その他の行為によるキャッシュ・フローが含まれる。</u></p> <p><u>(合理的と認められる割引率)</u></p> <p>66の4の3(6)－2 <u>措置法令第39条の12の3第1項において読み替えて準用される措置法令第39条の12第8項第6号に掲げる方法の適用に当たり、措置法令第39条の12の3第1項において読み替えて準用される措置法令第39条の12第8項第6号に規定する合理的と認められる割引率については、貨幣の時間価値に加え、措置法令第39条の12の3第1項において読み替えて準用される措置法令第39条の12第8項第6号に規定する利益の額として当該販売又は購入の時に予測される金額（以下66の4の3(6)－2において「予測利益の金額」という。）の計算における内部取引に係る事業のリスク（予測利益の金額の変動リスクを含む。）の反映の程度に応じ、当該事業のリスクが合理的に反映されていると認められる割引率を用いることに留意する。</u></p> <p><u>なお、当該事業のリスクについては、予測利益の金額の計算及び割引率に二重に反映してはならないことに留意する。</u></p> <p>第7款 <u>棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間</u></p>	<p>(2)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6款 <u>棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>価格の算定方法の適用</p> <p>(同等の方法の意義)</p> <p><u>66の4の3(7)-1</u></p> <p>(無形資産の例示)</p> <p><u>66の4の3(7)-2</u> 無形資産とは、有形資産及び措置法令第39条の12の3第3項第2号に規定する金融資産以外の資産で、その譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当する取引が独立の事業者の間で通常取引の条件に従って行われるとした場合にその対価の額とされるべき額があるものをいうのであるから、例えば、次に掲げるものはこれに含まれることに留意する。</p> <p>(1) <u>令第183条第3項第1号イからハまでに掲げるもの</u></p> <p>(2) <u>顧客リスト及び販売網</u></p> <p>(3) <u>ノウハウ及び営業上の秘密</u></p> <p>(4) <u>商号及びブランド</u></p> <p>(5) <u>無形資産の使用許諾若しくは使用許諾に相当する取引により設定される権利又はこれらに相当する内部取引により設定されるもの</u></p> <p>(6) <u>契約上の権利又はこれに相当するもの（(1)から(5)までに掲げるものを除く。）</u></p> <p>(有形資産の貸借の取扱い)</p> <p><u>66の4の3(7)-3</u></p> <p>(委託製造先に対する機械設備等の貸与の取扱い)</p>	<p>価格の算定方法の適用</p> <p>(同等の方法の意義)</p> <p><u>66の4の3(6)-1</u></p> <p>(新設)</p> <p>(有形資産の貸借の取扱い)</p> <p><u>66の4の3(6)-2</u></p> <p>(委託製造先に対する機械設備等の貸与の取扱い)</p>

改 正 後	改 正 前
<u>66 の 4 の 3 (7) -4</u> (金銭の貸付け又は借入れの取扱い) <u>66 の 4 の 3 (7) -5</u> (役務提供の取扱い) <u>66 の 4 の 3 (7) -6</u> (無形資産の使用許諾等の取扱い) <u>66 の 4 の 3 (7) -7</u> <u>第 8 款 特定無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る価格調整措置の適用</u> <u>(固有の特性を有し、かつ、高い付加価値を創出するために使用されるもの)</u> <u>66 の 4 の 3 (8) -1</u> 内部取引に係る無形資産が、措置法令第 39 条の 12 の 3 第 6 項において読み替えて準用される措置法令第 39 条の 12 第 14 項に規定する「固有の特性を有し、かつ、高い付加価値を創出するために使用されるもの」に該当するかどうかは、当該無形資産が、当該内部取引の時ににおいて、その独自性から比較対象取引を見いだすことが困難なもので、かつ、恒久的施設又はその本店等の事業において重要な価値を有し所得の源泉となるものかどうかにより判定することに留意する。 <u>(予測利益の金額を基礎として算定するもの)</u> <u>66 の 4 の 3 (8) -2</u> 措置法令第 39 条の 12 の 3 第 6 項において読み替えて準用さ	<u>66 の 4 の 3 (6) -3</u> (金銭の貸付け又は借入れの取扱い) <u>66 の 4 の 3 (6) -4</u> (役務提供の取扱い) <u>66 の 4 の 3 (6) -5</u> (無形資産の使用許諾等の取扱い) <u>66 の 4 の 3 (6) -6</u> (新 設) (新 設) (新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>れる措置法令第 39 条の 12 第 14 項に規定する「利益の額として当該無形資産国外関連取引を行った時に予測される金額を基礎として算定するもの」には、措置法令第 39 条の 12 の 3 第 6 項において読み替えて準用される措置法令第 39 条の 12 第 14 項に規定する無形資産国外関連取引（以下「無形資産国外関連取引」という。）に相当する内部取引に係る対価の額とした額が、実際に措置法令第 39 条の 12 の 3 第 6 項において読み替えて準用される措置法令第 39 条の 12 第 14 項に規定する利益の額として当該無形資産国外関連取引を行った時に予測される金額（以下「予測利益の金額」という。）を基礎として算定されていない場合であっても、当該無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る独立企業間価格を算定するに当たり、予測利益の金額を基礎として算定する独立企業間価格の算定方法が最も適切な方法であると認められるときにおける当該無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る無形資産が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>（著しく不確実な要素を有していると認められるものかどうかの判定）</u></p> <p><u>66 の 4 の 3 (8) - 3 無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る無形資産が、措置法令第 39 条の 12 の 3 第 6 項において読み替えて準用される措置法令第 39 条の 12 第 14 項に規定する「独立企業間価格を算定するための前提となる事項（当該無形資産国外関連取引を行った時に予測されるものに限る。）の内容が著しく不確実な要素を有していると認められるもの」に該当するかどうかは、当該無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測される利益に係る予測の根拠及び目的、当該利益に係る措置法令第 39 条の 12 の 3 第 6 項において読み替えて準用される措置法令第 39 条の 12 第 14 項に規定する予測される期間の長短、当該利益に係る予測の基礎となる過去の収益実績の有無、当該無形資産国外関連取引に相当する内部</u></p>	<p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>取引に係る事業の将来性、当該無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る価格調整又は条件付支払の条項が定められた内部取引における契約条件に相当するものの有無等のような無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る独立企業間価格を算定するための前提となる事項の内容を総合的に勘案して判定するものとする。</u></p> <p><u>(災害に類するものの例示)</u></p> <p><u>66の4の3(8)－4 措置法第66条の4の3第14項において読み替えて準用される措置法第66条の4第9項第2号に規定する「その他これに類するもの」とは、措置法第66条の4の3第14項において読み替えて準用される措置法第66条の4第8項に規定する特定無形資産国外関連取引（以下「特定無形資産国外関連取引」という。）に相当する内部取引の時ににおいてやむを得ない事由により予測することが明らかに困難であった事由をいうのであるから、例えば、次に掲げる事由はこれに該当することに留意する。</u></p> <p><u>(1) 金融危機等のような特定無形資産国外関連取引に相当する内部取引の時ににおいて予測することが明らかに困難な経済事情の著しい変化（恒久的施設又はその本店等の措置法第66条の4の3第14項において読み替えて準用される措置法第66条の4第8項に規定する特定無形資産（以下「特定無形資産」という。）に係る事業が当該経済事情の著しい変化の影響を受ける場合に限る。）</u></p> <p><u>(2) 特定無形資産国外関連取引に相当する内部取引の時ににおいて予定されていない法令の規定又は行政官庁の指導による規制の変更等のような予測することが明らかに困難な規制環境の著しい変化（恒久的施設又はその本店等の特定無形資産に係る事業におけるものに限る。）</u></p> <p><u>(3) 主要な競合他社の倒産に起因した恒久的施設又はその本店等の特定無形資</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>産に係る事業における急激な市場占有率の増減等のような特定無形資産国外 関連取引に相当する内部取引の時に於いて予測することが明らかに困難な市 場環境の著しい変化（恒久的施設又はその本店等の特定無形資産に係る事業 におけるものに限る。）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第9款 申告調整等</u></p> <p>（独立企業間価格との差額の申告調整） <u>66の4の3(9)-1</u></p> <p>（独立企業間価格との差額の申告減算） <u>66の4の3(9)-2</u></p> <p>（高価買入れの場合の取得価額の調整） <u>66の4の3(9)-3</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第10款 国外移転所得金額の取扱い等</u></p> <p>（国外移転所得金額の取扱い） <u>66の4の3(10)-1</u></p> <p>（国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱い） <u>66の4の3(10)-2</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第7款 申告調整等</u></p> <p>（独立企業間価格との差額の申告調整） <u>66の4の3(7)-1</u></p> <p>（独立企業間価格との差額の申告減算） <u>66の4の3(7)-2</u></p> <p>（高価買入れの場合の取得価額の調整） <u>66の4の3(7)-3</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第8款 国外移転所得金額の取扱い等</u></p> <p>（国外移転所得金額の取扱い） <u>66の4の3(8)-1</u></p> <p>（国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱い） <u>66の4の3(8)-2</u></p>

四十 第 66 条の 6～第 66 条の 9 ((内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(管理支配会社によって事業の管理、支配等が行われていることの判定)</p> <p>66 の 6-9 の 2 措置法令第 39 条の 14 の 3 第 8 項第 1 号……………</p> <p>……………</p>	<p>(管理支配会社によって事業の管理、支配等が行われていることの判定)</p> <p>66 の 6-9 の 2 措置法令第 39 条の 14 の 3 項第 8 号第 1 号……………</p> <p>……………</p>

四十一 第 67 条の 5 ((中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事務負担に配慮する必要があるものであるかどうかの判定)</p> <p>67 の 5-1 措置法第 67 条の 5 第 1 項の規定の適用上、法人が同項に規定する「中小企業者等」に該当するかどうかの判定(同項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)は、……………<u>現況によるものとする</u>……………</p> <p><u>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</u></p> <p>67 の 5-1 の 2 措置法第 67 条の 5 第 1 項の規定の適用上、法人が適用除外事業者(同項に規定する適用除外事業者をいう。)に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第 42 条の 4 第 8 項第 8 号に規定する乗じて計算した金額は、<u>正当額によるのであるから、例えば、確定申告により確定した所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 措置法令第 27 条の 4 第 13 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 14 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p>	<p>(事務負担に配慮する必要があるものであるかどうかの判定の時期)</p> <p>67 の 5-1 法人が措置法第 67 条の 5 第 1 項に規定する「中小企業者等」に<u>該当する法人であるかどうかは、……………現況により判定する</u>……………</p> <p>…</p> <p>(新 設)</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p>

改 正 後	改 正 前
<u>67の5-1の3</u> ……………	<u>67の5-1の2</u> ……………

四十二 第 67 条の 18 ((国外所得金額の計算の特例) 関係)

改 正 後	改 正 前
(国外所得金額の計算の特例) <u>67の18-1</u> …………… <u>66の4の3(8)-4</u> まで……………	(国外所得金額の計算の特例) <u>67の18-1</u> …………… <u>66の4の3(6)-6</u> まで……………

四十三 第 68 条の 2 の 3 ((適格合併等の範囲等に関する特例) 関係)

改 正 後	改 正 前
第 2 款 特定軽課税外国法人等	第 2 款 特定軽課税外国法人
(発行済株式) <u>68の2の3(2)-1</u> 措置法第 68 条の 2 の 3 第 5 項第 1 号の「発行済株式」には、 その株式の払込み又は給付の金額 (以下 68 の 2 の 3 (2)-2 において「払込金額 等」という。) の全部又は一部について払込み又は給付 (以下 68 の 2 の 3 (2) -2 において「払込み等」という。) が行われていないものも含まれるものと する。	(新 設)
(直接又は間接保有の株式) <u>68の2の3(2)-2</u> 措置法第 68 条の 2 の 3 第 5 項第 1 号に規定する特定軽課税外 国法人等 (以下 68 の 2 の 3 (2)-2 において「特定軽課税外国法人等」という。) であるかどうかを判定する場合、外国法人が直接又は間接に保有する株式に	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>は、その払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われていないものが含まれるものとする。</u></p> <p><u>(注) 名義株は、その実際の権利者が所有するものとして特定軽課税外国法人等であるかどうかを判定することに留意する。</u></p> <p>(特定軽課税外国法人に該当するかどうかの判定)</p> <p><u>68 の 2 の 3 (2) - 3</u></p> <p>(船舶又は航空機の貸付けの意義)</p> <p><u>68 の 2 の 3 (2) - 4</u></p> <p>(自ら事業の管理、支配等を行っていることの意義)</p> <p><u>68 の 2 の 3 (2) - 5</u></p> <p>(事業の判定)</p> <p><u>68 の 2 の 3 (2) - 6</u></p> <p>(金融商品取引業を営む外国法人が受けるいわゆる分与口銭)</p> <p><u>68 の 2 の 3 (2) - 7</u></p> <p>.....<u>68 の 2 の 3 (2) - 7</u>.....<u>68 の 2 の 3 (2) - 7</u>.....</p> <p>.....</p>	<p>(特定軽課税外国法人に該当するかどうかの判定)</p> <p><u>68 の 2 の 3 (2) - 1</u></p> <p>(船舶又は航空機の貸付けの意義)</p> <p><u>68 の 2 の 3 (2) - 2</u></p> <p>(自ら事業の管理、支配等を行っていることの意義)</p> <p><u>68 の 2 の 3 (2) - 3</u></p> <p>(事業の判定)</p> <p><u>68 の 2 の 3 (2) - 4</u></p> <p>(金融商品取引業を営む外国法人が受けるいわゆる分与口銭)</p> <p><u>68 の 2 の 3 (2) - 5</u></p> <p>.....<u>68 の 2 の 3 (2) - 5</u>.....<u>68 の 2 の 3 (2) - 5</u>.....</p> <p>.....</p>

四十四 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い(1)…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令（所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第102号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年財務省令第14号）をいう。）による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則（改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達（法人税編）の取扱いの例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(経過的取扱い(2)…国外関連者との取引に係る課税の特例に関する改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>(1) この法令解釈通達による改正後の第11章（第7款及び第9款を除く。）の取扱いは、令和2年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(2) この法令解釈通達による改正後の第11章（第7款及び第9款に限る。）の取扱いは、令和2年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(経過的取扱い(3)…外国法人の内部取引に係る課税の特例に関する改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>(1) この法令解釈通達による改正後の第11章の2（第6款及び第8款を除く。）の取扱いは、令和2年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例に</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>よる。</u></p> <p><u>(2) この法令解釈通達による改正後の第11章の2（第6款及び第8款に限る。）の取扱いは、令和2年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。</u></p> <p><u>(経過的取扱い(4)…国外所得金額の計算の特例に関する改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の67の18-1の取扱いは、令和2年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>